

令和7年度「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」

募集要領（継続事業）

〈趣 旨〉

- 大阪府では、「多様な楽しみ方ができる周遊・観光都市」をめざし、大阪の夜を楽しむことができる観光コンテンツとして「ナイトカルチャー」の発掘・創出を図っていくこととしています。
- このため、主に外国人旅行者を対象としたナイトカルチャー事業の立ち上げや事業継続に向けた取組みを支援することで、将来的に大阪の夜の観光コンテンツとして自立した事業運営を行っていただくことを目的に、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、大阪府内でナイトカルチャー事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して補助金を交付する「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」事業を実施してきました。
- 2025 年 4 月には大阪・関西万博が開幕し、国内外から多くの方が来阪されると見込まれています。観光客の満足度を高め、万博後も大阪を訪れていただけるよう、大阪の夜を楽しめる魅力あふれる提案をお願いします。
- 令和 6 年度の当該補助金採択事業者で、令和 7 年度も継続して補助金の交付を希望される事業者は、本募集要領に基づきご応募ください。本事業は 3 年間の補助を予定しており、毎年度、新規・継続事業について募集します。次年度以降、継続で補助金交付を希望される場合は、改めて応募をお願いします。

1. 応募資格

応募資格は、大阪府内で交付要綱第 3 条に掲げるナイトカルチャー事業を実施するものであって、会社法に基づく株式会社等、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等の法人格を有するものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規

定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

- ☐ 直近 3 事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ☐ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

2. 補助対象事業（交付要綱第 3 条）

補助対象となる事業は、次の（１）から（８）までの要件を全て満たす、事業者が自主的に実施する事業。

（１）主にインバウンドの観光客が大阪の夜の魅力を体験することができる事業であって次の①から④のいずれかに該当するものであること

- ①音楽、演劇、古典芸能、ノンバーバルパフォーマンスなどの舞台芸術事業
- ②和楽器、舞踏、伝統衣装、芸道、工芸等の日本・大阪の文化を体験できる事業
- ③アニメ・漫画をはじめとするポップカルチャー等の集客イベント事業
- ④その他大阪の魅力を体験できる事業
（劇場やホールだけでなく、野外や新たな発想で利用する場所を含む）

※補足（例示）

野外の会場や歴史的建造物等のユニークベニュー・夜間空間の活用、多様な形態（参加型・体験型）の演出や新たな技術等を活用した話題性・発信力のある事業（コンテンツの組み合わせも可）

（２）令和 7 年度の補助金交付決定以後に実施される継続事業であること

（３）大阪府内で行われる事業であること

（４）広く一般に開かれた事業であること

（５）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと

（６）事業の開始時間が 18 時以降かつ事業終了時間が 20 時以降のもの

（７）事業規模等

①通常枠

- ・ 1 回あたりの募集定員が概ね 100 名以上（（１）②に該当するものは、概ね 20 名以上）
- ・ 実施回数が 10 回以上かつ実施日数が 5 日以上

②拡大枠

- ・ 事業全体の集客規模が 2,000 名以上
- ・ 1 回あたりの募集定員が 200 名以上
- ・ 実施日数が 2 日以上

（８）飲食を主たる目的としない事業であること（事業効果を高めるために付随的に飲食が含まれるものについては、補助対象とする。）

3. 補助対象事業の実施期間

交付決定日から令和 8 年 3 月 31 日までに実施する事業が対象です。

4. 補助金額について（交付要綱第5条）

（1）通常枠

- ① 新規事業については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ500万円を上限とします。
- ② 継続事業（2年目）については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ250万円を上限とします。
- ③ 継続事業（3年目）については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ125万円を上限とします。

（2）拡大枠

- ① 新規事業については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ1,500万円を上限とします。
- ② 継続事業（2年目）については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ750万円を上限とします。
- ③ 継続事業（3年目）については、1事業につき「補助対象経費」の2分の1以内、かつ375万円を上限とします。

※ 今回は令和6年度「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」採択事業を対象とした「継続事業」の募集となります。

※ 補助事業の実施により収益が生じた場合、以下の式により算出した額を減額します。

[[補助対象事業にかかる収入(様式第6号収支決算書中①)]

－{補助対象経費(同様式中②)}－{補助対象外経費(同様式中③)}]×1/2

※ 算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※ 補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※ 補助金の最終確定額は、実績報告書により算出しますので、交付決定額どおりとは限りません。

※ 当該補助金の交付にあたっては、交付要綱第9条により決定した補助額の2分の1までの額を概算払いとすることができます。

5. 補助対象経費について

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

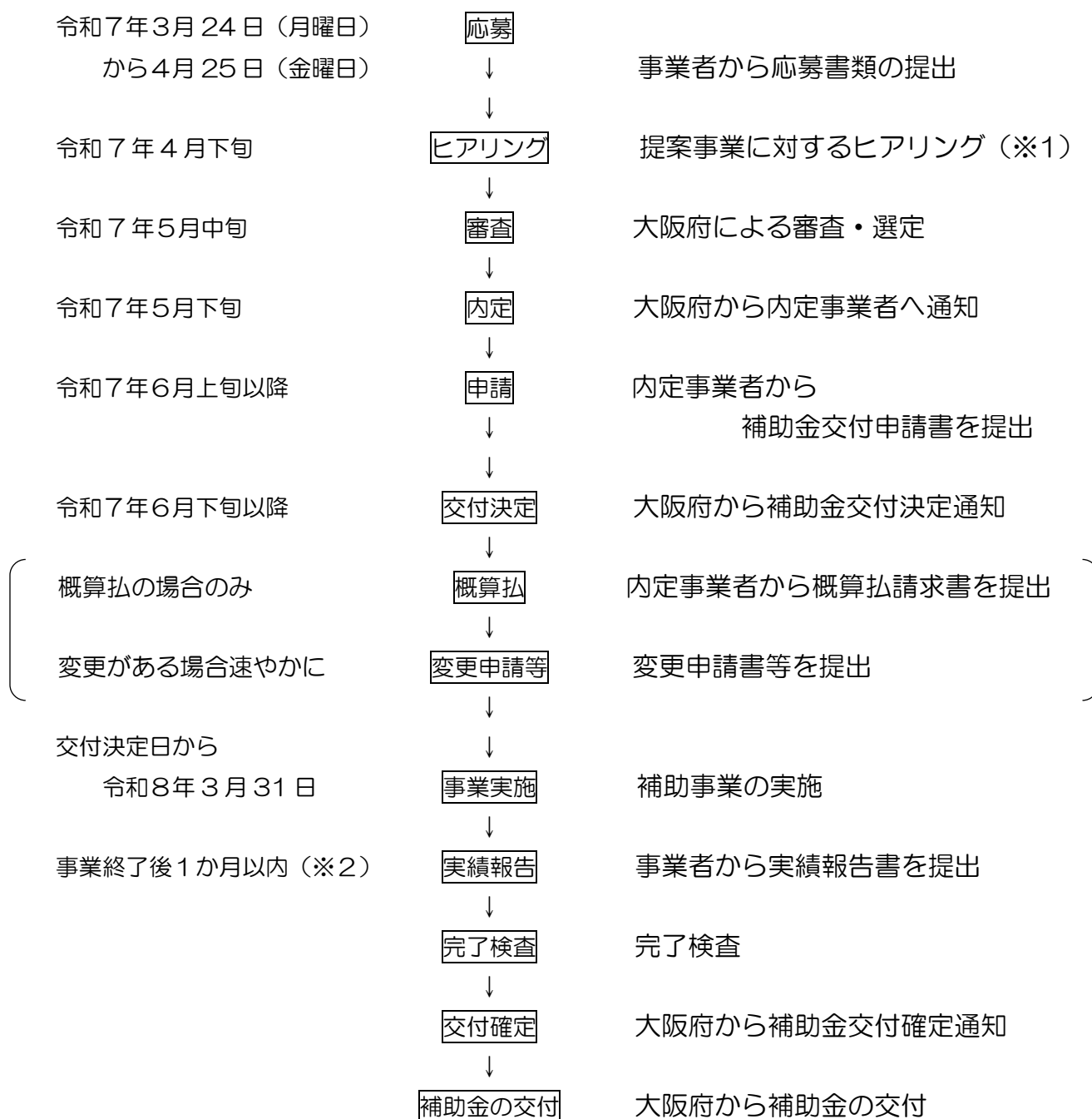
補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

	科 目	主 な 内 訳
補助対象経費	出演費・音楽費・文芸費	指揮料、演奏料、出演料、作曲・編曲料、作詞料、楽器・楽譜借料、写譜料、調律料、ピアニスト料、演出料、監修料、振付料、音響プラン料、照明プラン料、舞台監督料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術・衣装デザイン料、助手料（演出・振付・舞台等）
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら・メイク費、履物費、舞台スタッフ費、舞台装飾費
	会場費	会場使用料、会場付帯設備使用料、会場設営・撤去費（撤去に係る清掃費含む）
	機材費	演出機材リース費（照明・音響等）、警備資機材リース費
	謝金・人件費等	講師謝金
	警備費	警備委託費
	旅費	出演者・講師等の交通費及び宿泊費
	広告宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等）、案内、看板費
	印刷費	印刷費（プログラム、チラシ、ポスター、台本、入場券等）
	役務費	入場券等販売手数料、銀行振込手数料（対象経費に係るものに限る）
	記録費	録画費、録音費、写真費
	多言語対応費	通訳費、翻訳費、字幕用機材リース費
補助対象外経費	①団体の財産になり得るものの購入や制作費（楽器や備品購入等の購入費等） ②団体運営のための経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等） ③練習経費等（日常の練習に係る経費等） ④飲食に係る経費（出演者・スタッフ・参加者等に問わず飲食について係る経費全て） ⑤催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）、傷害保険等 ⑥間接経費（消費税、地方消費税等）	

6. 補助金の申請から交付までの流れ

補助金に関する事務手続きの流れは次のとおりです。内定した事業者には、改めて詳細をお知らせします。



※1 ヒアリング日時については、後日、事業者あて連絡します。

※2 事業が令和8年3月21日から3月31日までに完了する事業の場合は、令和8年4月20日（月曜日）までに提出してください。

7. 応募方法及び応募にあたっての留意点

(1) 提出書類

次の書類に必要事項を記入の上、正本1部・副本8部を提出してください。

※応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セット毎にA4ファイルに綴って提出してください。

- ① 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書（様式第1号1枚目）
- ② 収支予算書（様式第1号～3号 2枚目）
- ③ 「自立化に向けた取組み」（別添1）
- ④ 「集客に向けた取組み」（別添2）
- ⑤ 「インバウンド対応の取組み」（別添3）
- ⑥ 企画書（様式なし・自由記載）

企画書には、事業概要（内容、目標、効果等）を詳しく記載するとともに、以下の事項についても、できるだけ具体的に記載してください（提出段階で確定していない事項は、「（予定）」と付記してください）。

- ・事業のセールスポイント（新規性、独自性等）
- ・集客に向けた取組み（プロモーション手法、チケット販売方法等）
- ・インバウンド戦略（ターゲットの設定、効果的なプロモーション手法、チケット販売方法等）
- ・自立化、継続実施に向けた次年度以降の展開（集客・収支の見込み、事業の改善の仕組み）

- ⑦ その他、これまでの取組実績が分かる資料（映像、画像、チラシ等を含む。）
- ⑧ 法人の定款又は寄附行為等（※原本証明をしてください。）
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 直近3年間分の法人の財務状況が分かる書類（決算書等の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類）
- ⑪ 令和7年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書チェックシート

※ 様式は、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金」のホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu-r7.html>

※ ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金曜日）消印有効

(3) 提出方法

書類は、封筒に「令和7年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で郵送にて提出してください。

〈提出先〉

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎37階

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局

魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ

大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金 担当者あて

(電話) 06-6210-9304 (FAX) 06-6210-9316

メールアドレス toshimiryoku-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/night-culture/night-bosyu-r7.html>

8. 事業選定について

(1) 選定方法

事業の選定は、大阪府が行います。

(2) 選定基準

実現性、継続性、新規性、事業実施の効果等を審査し、選定します。

(3) 選定のポイント

- ・今後、事業の継続性が見込める内容であること
- ・今までにない新たな取り組みであること（独自のアイデア・工夫・視点が盛り込まれているか。）
- ・話題性・発信性のあるコンテンツであること
- ・大阪の魅力を体験できる事業であること
- ・効果的なプロモーション手法等、集客に向けた取り組みが十分なされていること
- ・インバウンドの集客について戦略がしっかり立てられており、「公演内容」「周知方法」「チケット等の販売方法」「会場内の案内」など、大阪府が求めるインバウンド対応が十分なされていること
- ・事業の実施体制、計画及び内容が具体的で、予算が精査されており、事業の実現性があり、事業実施の効果が十分見込めること
- ・経済的な自立や継続実施に向けた次年度以降の展開（集客・収支の見込み、事業改善の仕組み）について明確なビジョンを有していること

(4) 補助金の交付決定は、予算の範囲内で決定します。

(5) 選定結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「ナイトカルチャー発掘・創出事業」のホームページ等で公表します。

9. 他の補助金との重複等についての注意事項

同一事業について、本補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等を同時に受けることはできますが、大阪府の他の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご注意ください。

- ※ 国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募の際、事業計画書にその旨を記載してください。
- ※ なお、昼間に実施する事業に対して上記補助金を受けている場合は、重複とはみなしません。

10. 事業の実施及び事務手続きにあたっての留意点

＜事業実施の留意点＞

- ・事業の実施に際しては、補助期間中だけでなく、補助終了後も継続実施できる取り組みをお願いします。
- ・本事業は、大阪の夜を楽しんでいただくコンテンツの充実を図ることを目的としていますので、主にインバウンド観光客を対象に、広く一般に開かれた事業の提案をお願いします。
- ・令和7年度の大阪・関西万博開催期間中には海外から多くの方の来阪が想定されていますので、この期間での取組もご検討ください。

＜事務手続きの留意点＞

- ・事業の実施にあたっては、関係法令、「大阪府補助金交付規則」、「大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱」、「令和7年度大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助金募集要領」等の規定を遵守してください。
 ※ 著作権等については、法令等の規定にしたがって手続き等を行ってください。
- ・補助事業の実施状況の確認や評価のため、進捗状況の報告を求めたり、府職員による視察を行うことがあります。
- ・当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、ガイドブック、ホームページ等の広報媒体には、以下の文言を記載してください。記載にあたっては、事前に大阪府の確認を受け、後日完成品を5部提出してください。

日本語「(府章) + 大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助事業」

英語「(府章) + The Night Culture Discovery and Creation Subsidy Project
by Osaka Prefectural Government」

中国語「(府章) + 大阪府挖掘・创出夜间文化的补助事业」

※イメージ



大阪府ナイトカルチャー発掘・創出補助事業

- ・大阪府では、補助事業について、SNS やホームページ等で情報発信を行いますので、広報媒体のデータや URL 等の提供をお願いします。
- ・大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金事業の広報活動のため、事業の実施状況について、写真や報告等を求めることがあります。
- ・事業の実施報告にあたっては、来場者数及びその内訳（インバウンド観光客の数）を報告いただきますので、数値を把握してください。

- 事業効果等を把握するため、アンケートの実施にご協力いただくことがあります。
- 事業実施にあたり、事故等が生じた場合は大阪府に報告してください。また、事業計画書に記載の連絡先に変更が生じた場合も報告してください。
- 補助金の交付決定にあたって、暴力団等に該当しないことを審査するため、事業者の役員等の住所、生年月日等の一部個人情報を提出いただきます。
- 補助事業終了後、速やかに実績報告書及び、収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書等）の写しを提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった場合は、交付した補助金の全額、又はその一部を返還していただきます。
- 補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類については、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保存しなければなりません。
- 事業年度終了後5年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告する必要があります。
- 補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。詳細は次のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>